

船舶インシデント調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	令和元年10月29日 17時58分ごろ
発生場所	福井県坂井市福井港福井区 三国防波堤灯台から真方位218°1,240m付近 （概位 北緯36°12.5′ 東経136°07.1′）
インシデントの概要	プレジャーボートももた丸は、航行中、船外機が停止して運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年11月1日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ももた丸、5トン未満（長さ6.92m）
船舶番号、船舶所有者等	244-18162福井、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.7m
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、釣り場から帰航中、船外機の出力が徐々に低下した後に停止し、船長が、船外機の始動を試みたものの始動できなかったため、118番通報を行い、来援した海上保安署の所属船艇から燃料油の供給を受け、自力航行を再開した。 船長は、出港前、本船の操縦席に備えた燃料計が故障していることを知っていたが、残燃料が燃料油タンクの半分（約80ℓ）程度あるはずなので、約2時間の航行が可能と思っていた。
分析	本船は、燃料計が故障している状況下、船長が約2時間の航行が可能と思い、出港して航行を続けたことから、燃料油が不足して船外機の運転ができなくなり、運航不能となったものと推定される。
原因	本インシデントは、本船が、燃料計が故障している状況下、船長が約2時間の航行が可能と思い、出港して航行を続けたため、燃料油が不足して船外機の運転ができなくなったことにより発生したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ 小型船舶の船舶所有者及び船長は、操縦席にある計器類の整合性を確認し、不良が判明した場合は速やかに交換すること。 ・ 船長は、燃料油タンク内の残量及び航海計画に基づく燃料消費量

	を正確に把握し、十分に余裕を持った量を積載しておくこと。
--	------------------------------